

教育機関等（小学校、中学校及び幼稚園並びに保育園）におけるコロナ感染症対策が子どもの人権侵害になることのないよう請願が提出されました。文教厚生常任委員会における審査経緯、結果などについてご報告いたします。



1.児童生徒のマスク着用の選択制

- ①教育機関等は、身体的、精神的又は発達上の理由によりマスクを着用できない児童生徒がいること、及び、常時マスクを着用することに対し不安、不快又は不調を感じ、それにより学校生活に支障を来している児童生徒がいることを、児童生徒及びその保護者に対し周知すること。
- ②教育機関等におけるマスクの着用については選択制とし、教育機関等は、教員並びに児童生徒及びその保護者が、互いの意思を尊重しあえるよう周知をすること。
- ③市（教育委員会を含む。）は、①及び②の事項を各教育機関等に通知するとともに、保護者に対して、児童生徒本人の意に反してマスクの着脱を無理強いする事がないよう、丁寧な周知徹底をすること。

2.児童生徒に対する黙食指導の撤廃

各教育機関等は、学校給食法において学校給食が「明るい社交性及び協同の精神を養うこと」を目標をしていることを踏まえ、文部科学省の衛生管理マニュアルに記載のない過度の感染症対策により、「子どもの最善の利益」を損なうことのないよう、給食時には自由に会話ができるよう黙食の指導は控えること。

●11月30日 文教厚生常任委員会において参考人の委員会出席要請について審査

紹介議員より埼玉有志子どもの笑顔を守る会代表を参考人として委員会に出席要請したい旨の申し出があり、審査された。

⇒否決

●12月7日 文教厚生常任委員会審査

「一部採択」の動議（1.②「教育機関等におけるマスクの着用については選択制とし、」を除いた部分を採択とする動議）が出される。

【趣旨説明】

マスク着用の選択制について、選択制の言葉が少し曖昧という点がひっかかっている。マスクが“体質的にも精神的にも着用できない子どもたち”の選択制であれば賛成できるが、“すべての子どもたち”にと解釈してしまうと賛成できない。そこで、1.②の「教育機関等におけるマスクの着用については選択制とし、」というところは削除して、請願を一部採択とする。

※以下、動議に対しての質疑より

問 請願でいうマスク着用の選択制とは、マスクをつけることで身体的精神的に支障をきたす児童生徒に選択の自由を保障しようというものである。マスク着用の選択制とは、着用しなくてもよいというものではないと理解している。この請願は、マスク着用を自由にするとは読めないと思うが、いかがが。

答 （動議の提出者）マスク着用も選択制となるとマスクの着用がフリーであると捉えられてしまうおそれがある。誤解を招くような文言表現は必要ないと思う。

⇒賛成多数で「一部採択」

●12月14日 本会議審議

【原案の賛成討論】一部採択を含め賛成である。今回の請願は、新しいルールが作られないうま、子供たちの成長期における柔らかい頭脳への3年間にわたる影響を検証することもない規制継続に悲鳴を上げる保護者の皆さんの請願である。大人もメリハリのあるマスク着用を行うべきである。

⇒全会一致で「一部採択」